

広島県告示第千十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年十一月三十日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を廃止した事業所		サービスの種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
有限会社マスタークリーナーズ	福山市東深津町三丁目一番四五号	有限会社マスタークリーナーズ	三原市和田町六四四番地	福祉用具貸与	平成二十一年八月三十一日
有限会社マスタークリーナーズ	福山市東深津町三丁目一番四五号	有限会社マスタークリーナーズ	三原市和田町六四四番地	特定福祉用具販売	平成二十一年八月三十一日
医療法人光臨会	広島市西区庚午北二丁目八番七号	プラザデイサービス	広島市西区庚午中二丁目一番一五号	通所介護	平成二十一年九月三十一日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	ニチイケアセンター尾道特定福祉用具販売事業所	尾道市東御所町九番一尾道ウオーターフロントビル一階	特定福祉用具販売	平成二十一年九月三十一日
株式会社QOLサービス	福山市坪生町一丁目二六番七号	多機能地域ケアホームありがとうヘルパーステーション	福山市春日町浦上二二〇五	訪問介護	平成二十一年一〇月一日
株式会社八崎建材	豊田郡大崎上島町東野二九〇番地	福祉用具貸与事業所みつばち	豊田郡大崎上島町東野二九〇番地	福祉用具貸与	平成二十一年一〇月一日
有限会社メゾン東本浦	広島市南区東本浦町一〇番二七号	デイサービスセンター・フォーリーブス	広島市南区東本浦町一〇番二七号	通所介護	平成二十一年一〇月三十一日
社団法人安芸地区医師会	安芸郡海田町栄町五番一三号	安芸地区医師会船越訪問看護ステーション	広島市安芸区船越南二丁目六番七号	訪問看護	平成二十一年一〇月三十一日
社会福祉法人みどりの町	三原市大和町箱川一四七〇番地の二	みどりの町訪問介護事業所	三原市大和町箱川一四七〇番地の二	訪問介護	平成二十一年一〇月三十一日
庄原市	庄原市中本町一丁目一〇番一号	庄原市立西城市民病院	庄原市西城町中野一三三九番地	通所リハビリテーション	平成二十一年一〇月三十一日
グリーンボーイ株式会社	安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二一號	グリーンボーイ福祉用具貸与事業所	安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二一號	福祉用具貸与	平成二十一年一〇月三十一日

グリーンボーイ株式会社
安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二号
グリーンボーイ福祉用具貸与事業所
安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二号
特定福祉用具販売
平成二十一年 一〇月三一 日